

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和4年9月14日（令和4年（行個）諮問第5191号）

答申日：令和6年2月29日（令和5年度（行個）答申第5129号）

事件名：本人に対する休業補償給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が、令和4年特定月日付けで特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求にかかる、不支給決定理由がわかる調査結果復命書文書一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条2項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年4月27日付け東労発総個開第3-1670号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本案件の処分に至るまでの経緯を下記に記載します。

特定年、入社当時の会社説明の時に受けた、給与形態などの説明を受けて、その説明を信じて入社を決定しました。

ところが、給与の支払いに関して、こちらから質問を行った所、その説明内容は全て嘘で有ることが、初回の給与を受け取った時点で判明しました。入社前の説明とは大きく違い、本来得られたであろう所得が搾取されている事に加えて、様々な悪事も明らかになって来ました。

入社後2ヶ月か3ヶ月経ってから、その怒りを会社役員兩名（特定常務当時、現特定部長）にぶつけたが、そんな事は言った事もなく、証拠もないと言わんばかりの対応であった事。

その後、乗務員との関わりの中で、永年に渡り、給与などの不利益変更や、様々な面で会社に都合の良い歪んだ体質が有ることが判明し、命の次

に大切なお金（賃金）が、誠実な労使協定の基で進められていない事も判明しました。

その後、社内の労働組合の存在を知りましたが、労働組合とは名ばかりで、若干名（略）の組合員しかおらず、会社との労使交渉能力も、労働者を代表する様な状況には有りませんでした。

平成以前の昭和の時代は、全労働者の過半数以上が労働組合員として在籍していましたが、特定個人Aと言う人間を特定社長が向かい入れ、特定待遇で入社された様です。

その特定個人Aが発起人となり、第二労働組合（傀儡組合）を結成し、昨年の特定期月まで傀儡組織を形成していましたが、不当な裏工作を行って来た事が傀儡組織の役員にバレて、同月特定日で役員の総辞職を行い、現在は活動していないと思われる（総辞職を通知する資料は、掲示板に掲示中）

先の、特定個人Aと傀儡組織長は、裏金のやり取りが常態化していた事や、不当な労使交渉を行い、恰も労使交渉が成立したかの様に見せかけて、永年、本来支払うべき賃金の一部を乗務員から搾取し続けて高額な利益を得ている。（年額で〇万円から〇万円）脱税を行っている可能性も有ります。

傀儡組織との労使協定後の資料を、御署に提出したり、卑劣な行為を当たり前の様に行っているのです。会社から不当に搾取された賃金の返還請求訴訟を、昨年の特定期月に特定地方裁判所に原告代表として提訴し、特定期月日の第〇回期日を迎えます。

不当利得返還請求に関する現在の原告団メンバーは、〇名で、原告団結成当時は、〇名程いましたが、途中辞退されるメンバーも居たりで、この人数に至っています。

加えて、訴訟原告メンバーで労働組合の副委員長と言う立場で、会社（特定個人A）からの取引話が有り、訴訟を取り下げたら慰労金を渡す。などの提案が有ったりで、その後この原告メンバーは労働組合の副委員長は、会社側と裏取引をすすめていたことが発覚し、更には傀儡組織と組み、私服を肥やそうとしていた事も発覚した為に、原告メンバーからも労働組合からも身を引かせた。（辞退させた）

その様な激動の約2年間が経過し、組合員の為に何度も何度も団体交渉を申し入れ交渉してきたが、のらりくらりとした言動で、はぐらかされ、誠意ある回答は全く得られておりませんでした。

また、日々の業務日報で、特定社長直筆で、休憩が多い、休憩が多いなど、幾度と無く業務日報に記載されたものを提示され、いわば強制的にその業務日報に署名させられ続けていたり、心身に与えて来た苦痛とストレスは計りしれませんでした。

過酷な労働条件での長時間運転が引き起こす疾患（エコノミー症候群）の様な事態を仕事中に発症した。科学的に証明している根拠が有りますね。今後は、同業他社でも同様の案件が起きている事実を明らかにし、労働災害を認定すべき基準の見直しを図るべき事は、言うに至りません。

労災の申請を家族が希冀しているのにも関わらず、所轄の労働基準監督署には、嫌々申請を行う様に見せかけて、必要な提出書類は、全16項目のうち、2項目目だけで、後は担当の特定個人Bが闘病から解放された本人に電話で聞き取りを行って、労災認定審査会に申請して頂きましたが、結果、この件もうやむやのまま不支給決定が出されています。なぜなら、業務中の脳疾患は、労災の認定基準が厳しく、敢えて労災に認定しない行政の壁みたいなモノ弊害になっているからでしょう。見せかけだけの安泰な国を装う事は、恥ずべき行為でしょう。

入社当時に知り合った、前任の労働組合委員長も、上記の状況と同様に、業務中の発症にも関わらず、闇に葬られ、1年後に亡くなっています。

ひどい有り様は、容易にご理解頂けるのでは無いでしょうか。

一方で、ある一人の事務方のメンバーは、暴言を吐いて罵倒したり、今回の事案でも名誉を傷つける様なチラシを作成し掲示板に掲示されたり、今回の事案以前より精神的苦痛を受けていた事は明らかであります。

在籍中の会社に限らず、業界のあちこちで散見される、（邪魔物は消えて行く、消される）不条理な現実を変えたい一心で取り組んで来た事が、今回の事案で、特定社長の悪行を支え、会社側の思惑通りに自己都合退社に追いやるきっかけを作ってしまった事も否めませんが、当時の録画面像を診て、用意周到に懲戒処分追い込む手口は、いわば、詐欺集団です。

本事案に関しては、当時の顧客とも面談とヒアリングを行い、事実を明らかにして頂く事を熱望します。

（略）などの事実は、揺るがない事実で、ある程度の処罰を受けざるを得ないと感じていますが、余りにも重たい処分に加えて、これ見逃しと言わんばかりに、ビデオ映像を閲覧し顧客とのやり取りを書面にし、掲示を行い精神的な苦痛とダメージを与える切っ掛けとなってしまった事は、不徳の致すところでも有りますが、御署からの調査に応じて、都合の良い様に証拠の提示を行い対処したと言う事も、ご理解頂きたく存じます。当時の状況的な捕捉説明などを都合よく作り上げていることから、今回の再申請の要求になっております。

怒りが込み上げて来て、とても通常心理状態で大切なお客様の命をお預かりしてお載せ出来る心理状態ではありません。

昼夜を問わず労働者の為に活動を行っている最中の今回の事案で、お客様が降車後に車輛課の窓口の方に報告した内容は、ビデオ映像の内容まで踏み込んだ内容ではなく、（略）と言う内容です。

今回、常連のお得意様に対する真のアプローチの趣旨は、営業実績に結びつけられる為のやり取りであります。顧客が降車する際、(略)が出てくる時間を告げてくれています。

輸送中のやり取りを顧客が察し、最後に有力な情報を告げてくれた事以外に他なりません。

そのやり取りの録画映像を検証し、会社側が懲戒処分を行う為に都合の良いように造り上げた事は、間違いありません。

(略)は、反省すべき内容です。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。(補充理由説明書を反映済み)

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、開示請求者として、令和4年2月24日付け(同月28日受付)で、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が令和4年4月27日付け東労発総個開第3-1670号により部分開示決定(原処分)を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、同年6月13日付け(同月16日受付)で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人の労災請求に係る調査結果復命書文書一式」に記録された審査請求人を本人とする保有個人情報である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書1の⑤、文書2、文書3の②、文書6の①及び文書7の②の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、署名及び印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書1の②、文書

6の②及び文書7の④の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

(ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書1の④及び文書3の③の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容である。これらの情報が開示された場合には、当該医師が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

イ 法14条3号イ及びロ該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書5の不開示部分は、特定法人の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これらの情報が開示された場合には、偽造等により悪用されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書1の③、文書7の③、文書9及び文書10の不開示部分は、特定法人が一般に公にしていない情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書1の②、文書6の②及び文書7の④の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係

について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、法人側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で適確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書1の④及び文書3の③の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(ウ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、医師が審査請求人等から不当な干渉を受けることを懸念して事実関係について申述することをちゅうちょし、公正で適確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書1の③、文書7の③、文書9及び文書10の不開示部分は、特定法人が一般に公にしていない情報であり、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることは、上記イ(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合には、このことを知った当該法人だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で適確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は、開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分において不開示とした

部分のうち、別表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げる情報であって、同表中「法14条該当号」欄に「新たに開示」と表示した情報については、法14条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示し、同表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げるその余の情報については、同表中「法14条該当号」欄に表示する各号に該当することから、不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年9月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月29日 審議
- ④ 令和5年7月26日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 令和6年1月18日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同月31日 審議
- ⑦ 同年2月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、不開示とされた部分の一部を新たに開示することとし、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）については、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について

ア 通番5及び通番6

当該部分は、審査請求人に係る休業補償給付の請求書（以下「請求書」という。）及び医療機関から提出された意見書に押印された医師の印影である。

このうち、通番5の請求書は、休業補償給付を受けようとする者が、医療機関及び事業主から証明を受けて、労働基準監督署に提出するものとされている（労働者災害補償保険法施行規則13条）。このため、当該請求書に押印された医師の印影は、請求書の記載の一部であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

通番6は意見書に押印された医師の印影である。請求書の内容について確認、補足等を求めるための意見書については、その目的からし

て請求書に証明を行った医師が記載することが通例であり、本件においても押印されている印影は請求書に記載されたものと同じものであると認められる。個人の印影については、当該個人の氏名を知り得るとしても開示する慣行があるとは認められないとすることが通例であるが、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

これらの部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番14及び通番15

通番14及び通番15は、本件の労災請求に関し、特定事業場から労働基準監督署に提出された関係資料の記載の一部である。当該部分に記載されている情報は、その情報の性格からすると、特定事業場の従業員である審査請求人であれば、当然に知り得る情報であると認められる。そうすると、特定事業場が当該情報を審査請求人に開示しないとの条件を付することが合理的であるとは認められず、また、当該情報を審査請求人に開示しても、そのことにより、関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせたり、必要な事実関係を把握することが困難になるとは認め難い。

したがって、当該部分は、法14条3号ロ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の5欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番4、通番9及び通番11は、特定労働基準監督署が調査等を行った審査請求人以外の特定の個人の役職、氏名、職業、電話番号及び住所である。これらは、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

そこで、法15条2項について検討すると、当該部分はいずれも個人識別部分であることから、同項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番6は、地方労災医員及び審査請求人の主治医の署名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの

に該当する。個人の署名については、審査請求人がその氏名を知り得る場合であっても、その署名まで開示する慣行があるとは認められない。このため、当該部分は、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であるから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

通番1、通番3、通番7、通番10及び通番13は、労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定の個人等から聴取した内容である。これらを開示すると、被聴取者が、審査請求人等からの批判等を恐れ、被聴取者が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、客観的申述を得ることが困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ該当性について

通番8は、特定の法人の印影であり、当該印影は当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号ロ及び7号柱書き該当性について

通番2及び通番12は特定事業場から提供を受けたドライブレコーダーの録画記録の内容に関する記載、通番14及び通番15は特定事業場から労働基準監督署に提出された資料の一部である。当該部分は、特定事業場が一般に公にしていない内部情報であると認められ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。そうすると、これらの情報を開示すると、このことを知った当該法人だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で適確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件については、諮問庁は、理由説明書別表において、引き続き不開示とする部分について、開示されている、あるいは開示するものとし、当該部分を不開示とする理由も説明していなかったため、当審査会の審議に混乱が生じた。

このような取扱いは、当審査会の審議だけでなく、審査請求人にも無用の誤解を招くものであり、諮問庁は、諮問に当たり理由説明書を作成する際には、記載に事実誤認等がないか十分精査するなど、適切に対応することが望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示としている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号ロ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表

1 対象文書名	2 不開示を維持する部分	3 法14条該当号	4 通番	5 開示すべき部分
調査復命書① (文書1)	① 3頁の不開示部分, 5頁の「調査結果」欄1行目の不開示部分, 11頁の不開示部分, 14頁の不開示部分	(新たに開示)	—	—
	② 「調査結果」欄の不開示部分5頁の不開示部分(①を除く。), 7頁1行目ないし11行目, 9頁15行目ないし10頁7行目	2号及び7号柱書き	1	—
	③ 「調査結果」欄の不開示部分7頁12行目ないし9頁14行目, 10頁8行目ないし最終行	3号口及び7号柱書き	2	—
	④ 13頁の医師意見	2号及び7号柱書き	3	—
	⑤ 16頁の役職・氏名	2号	4	—
請求書 (文書2)	1頁の印影	2号	5	全部
意見書 (文書3)	① 2頁の項番3(2)「業務要因の検討等」記入欄の不開示部分	(新たに開示)	—	—
	② (署名) 2頁, (署名・印影) 3頁	2号	6	3頁の印影
	③ 3頁, 4頁の医師意見	2号及び7号柱書き	7	—
請求人提出資料 (文書4)	(不開示部分なし)	—	—	—

医療関係資料 (文書5)	1頁の法人の印影	3号イ	8	—
聴取書 (文書6)	①3頁の氏名・職業・電話番号	2号	9	—
	②3頁ないし5頁の聴取部分	2号及び7号柱書き	10	—
調査復命書② (文書7)	①1頁の項番5「調査結果」記入欄1行目, 2行目の不開示部分	(新たに開示)	—	—
	②(役職・氏名)1頁, (住所・氏名・職業)3頁	2号	11	—
	③1頁の項番5「調査結果」記入欄5行目ないし2頁34行目	3号ロ及び7号柱書き	12	—
	④3頁「内容要旨」欄の不開示部分	2号及び7号柱書き	13	—
請求人提出資料 (文書8)	(不開示部分なし)	—	—	—
事業場関係資料 ① (文書9)	1頁ないし14頁, 22頁ないし26頁, 28頁ないし93頁の不開示部分	3号ロ及び7号柱書き	14	全て(ただし, 以下の部分を除く。1頁の法人の印影, 9行目6文字目ないし8文字目及び10行目3文字目ないし6文字目, 2頁の1行目ないし4行目, 5頁の18行目ないし24行目, 25行

				目 1 6 文字 目 ないし最 終文字, 6 頁の 2 行目 以降, 9 頁 ないし 1 2 頁の大項目 名を除く部 分, 2 2 頁 ないし 2 4 頁の標題部 分を除く部 分, 3 0 頁 ないし 9 3 頁の右下の 図の欄及び 記号を付し た欄に係る 全体)
事業場提出資料 ② (文書 1 0)	1 頁ないし 6 2 頁の不開示部	3 号口及び 7 号柱書き	1 5	1 頁, 2 頁, 5 0 頁 ないし 5 2 頁及び 5 5 頁ないし 5 8 頁

※ 諮問庁の理由説明書の別表（補充理由説明書を反映済）を基に、当審査会事務局において作成した。